

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より、消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、引き上げ分の地方消費税については、その用途を明確化し、「社会保障4経費」（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和8年度勝浦町の当初予算における充当額については以下のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	74,705 千円
（歳出）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充てた社会保障施策の経費	1,017,368 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）を充てた社会保障施策の経費】							（単位：千円）
区 分		経 費	財源内訳				
			特定財源		一般財源	内、引き上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の地方消費税交付金）	
							国県支出金
社会福祉	社会福祉費	40,014	6,784	501	32,729	4,320	
	障害福祉費	230,780	154,716	500	75,564	9,975	
	老人福祉費	40,084	785	5,520	33,779	4,459	
	児童福祉費	318,031	215,072	5,785	97,174	12,827	
社会保険	国民健康保険事業	28,444	17,715	0	10,729	1,416	
	後期高齢者医療事業	155,978	27,068	1	128,909	17,016	
	介護保険事業	143,692	7,144	0	136,548	18,025	
保健衛生	保健衛生費	3,918	27	0	3,891	514	
	健康増進事業費	51,121	784	8,865	41,472	5,474	
	母子衛生費	5,306	171	0	5,135	678	
合計		1,017,368	430,266	21,172	565,930	74,705	

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各事業費の一般財源額で按分しています。